

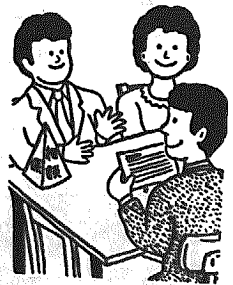
— おもな内容 —

1. 村民税所得税の申告と相談はお早めに (1P)
2. 52年度決算を認定 (2P)
3. ミニモデル第一号 (2P)
4. 中央保育園が竣工 (2P)
5. 活発な意見交換 (3P)
6. 養老老人ホームが完成 (3P)
7. 92万円の普恵集まる (3P)
8. 文化財をさぐる (4P)
9. 親切賞 (4P)
10. 大晦日にスルメ募金 (4P)

躍動シリーズ ① 剣道寒稽古



～村民税・所得税の申告と納税相談は、お早めに～ 2月16日から～3月15日まで



昭和五十二年分の村民税の申告と所得税の確定申告及び納税の期は、二月十六日から三月十五日までです。

毎年期限間近になりますと窓口が混雑し、待ち時間が多くなりますから早め申告を済ませてください。

特に関税課では、申告と納税相談の日を次の通り、決めましたので該当の日において願います。

日時	対象地区	会場
3月10日 9:00～16:00	木津 二本木	横越村役場 第2会議室
3月13日 9:00～16:00	小杉 山達 駒	越内 民館
3月14日 9:00～16:00	横川 根谷	越内 民館
3月15日 9:00～16:00	沢山 焼	海山 民館

◎住民税の申告と納税相談日

日時	対象地区	会場
3月6日 9:00～16:00	木津 二本木	横越村役場 第2会議室
3月7日 9:00～16:00	小杉 山達 駒	越内 民館
3月8日 9:00～16:00	横川 根谷	越内 民館
3月9日 9:00～16:00	沢山 焼	海山 民館

◎農業確定申告と納税相談日

日時	対象	会場
2月27日 9:00～16:00	小額営農 営農関係	役場 第2会議室
2月28日 9:00～16:00	営農関係	役場 第2会議室
3月2日 9:00～16:00	譲渡関係	役場 第2会議室

◎譲渡関係納税相談日

譲渡の申告は 3月15日まで

土地や建物などを買ったときの税金は、その資産を買った時期や何のために買ったかによって税金の計算方法や税率が異なります。まず買った時期の違いによる計算方法ですが、昭和43年12月31日以前から持っていた資産を売った場合は長期譲渡所得、昭和44年1月1日以後に買った資産を売った場合は短期譲渡所得といえます。

土地や建物を買った代金から、買入代金と、売るためにかかった費用を差し引いたものが「譲渡所得」です。長期譲渡所得の場合、百万円の特例控除を差し引き、残りに税金がかかります。短期譲渡所得については、この適用がありません。

譲渡は長期譲渡所得の場合、所得金額が2千万円までは20%、2千万円を超える特別な方法で計算され、税率も高くなります。短期譲渡所得は、長期譲渡所得よりも税率が高く、40%以上になります。



暖かくなって、二月を過ぎた。二月の月を員名で、如月、生更ぎ、衣更着(キサラビ)と云い、これはこの月から、草木が更生すると云うところから来ており、これから春さがいつそう散らばるから春物を重ね着ると云う所から来た、花層は「梅」これは、けだかくいさぎよい事を羨し、誕生石は、紫水晶(アメジスト)で、誠実、平和を示すという。所で、当村に於いては全国でも珍らしく、長い歴史をもつ「青年団員の交流」がある。美談集美村の青年五十余名が、三日から五日まで本村に滞在する。云々までもなく、青年は人生行路の修業期である。誰れにでも云える事であるが、特に青年にとっては、この世に生まれた以上はあくまでも勇気に、進歩的に、人間としての真価を發揮し、自己の人格を高め、実力を養い、そして、村又は国家の為に大に貢献すると云う意気がなければならぬ。思ふ。戦前戦中の社会教育団体の中心は青年団であり、婦人会であったと云い、そしてその衰退より一抔の淋しさを感ずると云う人もある。しかし、私はそれは思はない。現代の青年も決して心配する程の無気力になってはいない。青年団は青年団の考え方をし、ボランティア的な考えのもとに積極的であり、公民館の事業や、管理運営の面において積極的に参加し、協力してくれる。幸いにして、西村の団員は若年青年である。美村の青年が当村の青年団員若者に在り、「団の諸問題」について語り合ひ、お互いに良いと思う点を相互に吸収し合つて、この交流の成果をお互いの村、明るく村づくりの為に活用し、貢献してくれる事を大いに期待する。